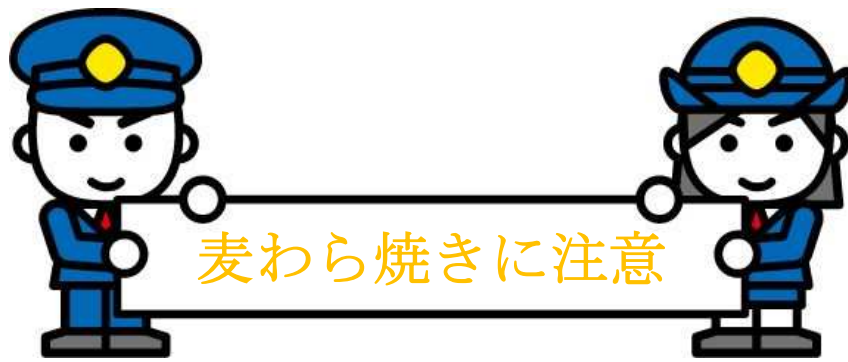




近年、全国的に麦わら焼きの不注意による火災が発生しています。麦わら焼きは、常に火災と隣り合わせの作業であることを再認識して下さい。

～林野火災注意報・警報について～

乾燥注意報・強風注意報・林野火災注意報・アラートが発表されている場合は、できるかぎり日程の変更をお願い致します。また、「林野火災警報」が発令された場合は、煙火の受付は行いません。すでに麦わら焼きをしている場合は、速やかに消火し、屋外での火の使用の制限に従ってください。

～火の使用の制限について～

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火、取灰又は火粉を始末すること。



林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務となっていますが、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して 30 万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

～麦わら焼きを実施する場合のお願い～

1. 届出の窓口は、東温市消防署に一本化されましたので、東温市役所（環境保全課）への連絡は不要です。

○期間（時間） ○場所 ○届出者（氏名・住所・連絡先） ○種別（焼却物）

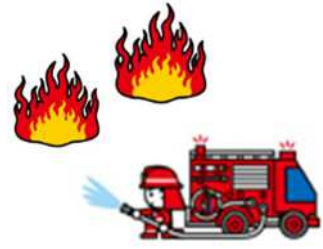
東温市消防署（代）089-964-5210

2. もしものために、初期消火ができるように消火用具を準備しておく。
3. 日没後には行わない。（夜間は火が大きく見え、火災と間違えやすい。）
4. ケガ防止のため、長袖長ズボンを着用する。



～注意事項～

1. 建物やビニールハウス、**延焼しやすい物の近くで実施しない。**
2. 焼却物が多くある場合は、数回に分けて**少量ずつ焼却する。**
3. 実施中は目を離さず、**できるだけ複数人で監視して実施する。**
4. 火入れをしてから消火まで**現地を離れず、責任を持って行う。**
5. 初期消火が出来ないと判断したら、**すぐに「119 番通報」を行う。**



～最後に～

冒頭でも記載したとおり、麦わら焼きは常に危険と隣合わせです。注意事項を守り、安全に作業ができるようにご協力をお願い致します。

【問合せ先】

東温市横河原 1376 番地 東温市消防署
089-964-5210

